資料６

検討すべきポイント〜作成委員会からのメモ〜

先日開催されました市民討論会では、ポストイットだけでも３２７枚というたいへん多くの意見が寄せられました。その他、アンケートやメールなどでも意見が寄せられています。１７日の市長報告に向けて、検討委員会の限られた時間内で、有効に議論を進めるために、ポストイット等の寄せられた意見やこれまでの検討経過を踏まえ作成委員会で協議し、「検討すべきポイント」としてメモを作成しました。また、あわせて作成委員会の宿題になっていました前文部分についても、案をお示ししたいと思います。このメモをひとつの参考にしながら、本日、ご意見をいただき、検討委員会として方向性が出せるものは決定していただき、その他の事項については、議論を受けて、引き続き６日の作成委員会で協議し、１２日の検討委員会に報告書の修正案を提案できればと思います。

※括弧内の数字はポストイットの整理番号
⇒は作成委員会としての意見

１　総則的部分について

「２　前文について」

Ａ　案

川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵みを受け、京浜工業地帯の一役を担い成長してきました。２１世紀は、地方の時代であり、成熟化社会を迎える中、広域連携や国際化を進め、地域の資源を活かしながら、多様性と創造性を発揮することが求められる時代です。

これらの求めに応じるためには、「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく。」という自治の基本に立脚し、市民一人ひとりの身近な地域社会における熱意と創意あふれる取り組みが大切です。

このため、私たちはこの条例で、「市民自治」を市民が暮らしている地域社会を市民が治めることと定義し、これに基づき、自治体（川崎市）をつくり、設立した自治体に代表を送ることによって、住民の意思が自治体運営に反映されるとともに、市政を自ら主体的に担うものとしました。

そして、市民本位の視点で、市民、議会、市長、市の執行機関の役割と責務を明らかにし、お互いを理解し、尊重しながら、情報共有、参加と協働を原則とした、それぞれが公共を担い合う新しい自治の仕組みにより、川崎市を運営していくものとしました。

私たちは、ここに川崎市自治基本条例を制定し、自らの暮らしや活動が、世代を越えて、地球環境や世界平和に影響を及ぼすことを自覚し、先人の残してくれた貴重な歴史、文化を引き継ぎ、地球市民として、良好な環境の中、健康で文化的な生活を送ることの出来る持続可能な社会を作っていきます。そして、だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かに生き生きと自分らしく暮らせ、七つの区がそれぞれの個性を発揮される川崎市の創造を願います。

【解　説】

〔制定の背景、なぜ、条例が必要か〕

- 条例の前文として、少なくとも２０〜３０年、通用する内容にするため、現在の課題を直接、記載するよりは、２１世紀前半の社会社情勢を記載する。
  ex)地方分権社会、自治体間の広域連携、国際化等。そして、成熟化社会。（課題は、解説に記載。）
- また、今まで以上に、地域毎の多様性と創造性が必要になることを記載する。
- この多様性と創造性を作り出すため、また、様々な複雑な課題に対応するためには、市民による身近な場所での創意工夫あふれる活動が必要。
- それが自治の基本の「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく」こと。

〔そのために必要な自治の基本原則〕
・市民からの自治体への信託。（あらためて、確認する）
・市民、議会、市長、市の執行機関の役割と責務の明確化。
・情報共有、参加と協働を原則とした自治の仕組みの再構築。

〔条例により目指す社会像〕
・この身近なところから取り組みが、人と人とのつながりにより、大きな力を持ち、世界的な広がりにつながるような市民社会。
・隣人から遠くの人（世界中）までの理解と尊重を深めることで、平和、人権に寄与する。
・身近な場所での活動が地球規模で影響を与えることの視点を持った地球市民としての自覚により、持続可能な社会を次世代に継承する。
・そして、だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かに生き生きと自分らしく暮らせ、七つの区がそれぞれの個性を発揮される川崎市の創造。

B　案

私たちのまち川崎市は、巨大都市東京都と横浜市に隣接するなかで、先人の刻んだ歴史に学び、政令指定都市として７つの区の地域特性を生かしながら着実な歩みを進めてきました。

近年、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、産業構造の変革、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、私たちの生活環境は、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきており、解決すべき様々な課題に直面しています。

私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、市民が互いに力を合わせてこれらの課題解決に取り組んでいかなければなりません。

課題解決に向けての取り組みは「まちづくり」そのものであり、これからの「まちづくり」には、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が必須です。

私たちは､真摯な「まちづくり」活動が、誰もが希求する世界平和の実現に寄与していくものと確信します。

「自分たちが住むまちのことは自分たちが主体で決める。」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、互いの心が響き合う「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。　(502 字)

【前文起草にあたっての留意事項】

① 前文の意義：自治基本条例を制定する事由を明らかにすること。
② 字数：450～600 字(北海道 737 字、高知県 612 字、杉並区 470 字、多摩市 358 字)
③ 文体：平易な表現で口語体(少し格調があればよい)。用語は全て前文の中で意味が理解できること。
④ 構成：

〔川崎市の歩み〕
巨大都市・東京都と横浜市に囲まれるように隣接しながら、政令指定都市として７つの区の地域特性を生かすことによって川崎市の個性を発揮し、先人の刻んだ歴史に学び着実に歩んできたこと。
先人の刻んだ歴史に学ぶ：自然との共生、文化遺産等を含めて川崎の歩みを冷静に評価し、教訓とする。(歴史的沿革、自然の恵み等の引例は全市民で共有しにくいので割愛)

〔社会経済状況の変化と市民生活環境へのインパクト〕
a.少子高齢化：家族構成・家庭環境の変化→子育て支援・介護体制の整備、教育環境再構築等
b.国際化：国際交流の活発化→外国人市民の増加、人権尊重・権利拡大、まちづくりへの参加等
c.高度情報化の進展：情報化社会への移行、電脳生活化等
d.産業構造の変革：重工業から第三次産業への主役移行、製造部門の国外移転に伴なう産業構造の空洞化、流通機構の変革等
e.環境重視型社会への移行：資源再利用・環境保全意識の啓蒙

〔課題解決への取り組み→まちづくり→市民が力をあわせて取り組む〕
　市民が主体となって行政と協働することが必須
〔まちづくりと平和の実現の関連〕
　例えば、外国人市民がまちづくりに参加することにより、国家・民族・宗教・イデオロギー等を超えて外国人同士の相互理解・親善が深まることが期待される。日本国内での彼らの体験がそれぞれの母国に伝えられ、将来大きな輪となって広がれば世界平和の実現に寄与することになる。(この記述によって、市民の責務から平和条項を削除)
〔市民自治の前提を踏まえて「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、「川崎市自治基本条例」を制定する〕

Ｃ　案

　多摩川の悠久の流れに育まれた豊かな自然、古代から連なる遥かな歴史と文化をもち、先人の叡智と弛まない努力の恩恵を享けて発展を続けるわがまち川崎は、少子高齢化、産業構造の転換、地球規模での環境重視型社会への移行などかってない急激な社会環境の変化に直面し、私たち市民の生活様式や価値観も多様化しています。
　２１世紀に入り地方分権が進展する中、私たち市民は、自らが主体となって互いの価値観を認め合い、公共の価値を尊重し、「わがまちのことは自分たちで決め自分たちで治める」という市民自治の基本理念に基づいた、ゆとりと活力をもち、温かみのある暮らしよい、そして市民誰もが誇れる平和で安全なまちづくりを目指し、それを次世代に引き継ぎます。
　私たち市民は、この基本理念を実現する為には、情報共有を前提とした市民参加と協働が基本原則であることを明らかにして、更に市民が信託する議会、行政夫々の役割と責務を定め、ここにわがまち川崎の市民自治の最高規範である自治基本条例を、市民参加の策定を経て制定します。

【解　説】

　Ｂ案は起草に当っての基本事項などこれまでの検討経緯を踏まえた従来案ではベストだと思います。Ｃ案は基本事項はＢ案とほぼ同様で、ただ「市民自治」基本理念や基本原則の書き込みとか、盛り込む「目指す社会像」のキーワード選択に若干の違いがあるかも知れません。又市民討論会の意見も加味したつもりです。

Ｄ　案

　わたくしたち川崎市民は、日本国憲法における地方自治の本旨に基づく『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民主権の基本原理により、この川崎市自治基本条例を制定します。
　わたくしたち川崎市民は、主権者として恒久平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために条例を定めて行使することを目的とします。
　わたくしたち川崎市民は、緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住・商業・工業地区の混在地域に生活圏を有し、区はそれぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性があることを認識し、区の権限を強化し地域の特性を尊重する施策を講じるよう条例で定めます。
　わたくしたち川崎市民は、物質至上主義により失った自然環境、人間関係を再建して、自らを愛し、家族を愛し、郷土を愛する心が公共心を育み、子どもたちに明るい未来を、青年に希望を、老人に生きがいを、障害者には優しさを感じる明るい人間環境づくりのための政策を支持し推進します。
　この自治基本条例は、市民が市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、市民参加・協働の基本原則を定め、市民意見が反映された開かれた行政運営を行うために、具体的な制度・仕組みを規定するものです。
　川崎市は、大正、昭和、平成とそれぞれの時代を担う役割を果たし、政令指定都市として人口１３０万人を擁し７区制を敷き、市制８０周年を迎えました。
　一方、国は地方分権改革として地方自治法の改正を行い、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとして位置付けました。

私たち川崎市民は、新たな地方自治法の本旨によるこの川崎市自治基本条例の制定によって地方分権の理念を最大限に生かし、わたくしたちの自治体として『川崎市』を認識し、自信と誇りをもって暮らせるまちづくりを、権利と義務、参加と協働による自律ある市民として、将来に向かって邁進することを宣言します。

「４　定義」

・「市民」の定義について、事務局から次のような指摘があった。

現状の市民の定義は、あくまで個人を中心にとらえて規定しているが、解釈としては団体等も含めている。この解釈は、憲法における「国民」という用語について、その規定の内容に応じて団体も含めて解釈しうるとされていることと同様の考えに基づく。しかし、解釈で読めるということは、わかりにくいということにつながるので、できるだけ内容を明確に規定することが必要ではないか。

⇒以上の指摘に対して、作成委員会としては、報告書案には修正を加えず、条例素案の段階で修正を加えることでよいのではないか考えている。

「５　基本理念」

⇒より簡潔に、理解しやすくするための文章の練り直しが必要ではないか（32、33、37～41）。

「６　自治の基本原則」

・報告書内で「参加と協働」の書き方に違いがある（44）。

⇒　区の規定を次のように修正する。「参加と協働を原則とし」

２　自治の主体について

「１－（２）市民の責務」

・（61～101）。

・恒久の平和と安全について（64～92）

- ・「市民の責務」②の規定について、討論会でＡ案（恒久の平和と安全に関する責務規定を別途設ける）、Ｂ案（恒久の平和と安全に関する責務は、①の規定に含めて表現する）、Ｃ案（恒久の平和と安全に関する責務は盛り込まない）について、それぞれ意見を募集したが、Ａ案の意見が 20 件と最も多くなっている。ただし、報告書案に規定されているＡ案の原文をそのまま盛り込むことは妥当ではないと考えているため、解決策について検討したい。
- ・平和と安全に関する内容は、本来であれば、個人の思想信条の自由を拘束すること、責務を規定することによる具体的な効果がわかりにくいことから、前文に盛り込んではどうか。
- ・個人の自由を拘束するため、基本的に、自治基本条例に責務規定は設けない方がよいと思う。
- ・恒久の平和と安全に関する責務を盛り込む場合には、厳密にその内容を規定しないと（解釈の幅を狭めないと）濫用される可能性があることを考慮すべき。
- ・市民の合意が取れる責務だけを規定することが望ましい。恒久の平和と安全に関する責務については、Ａ案（規定すべきという案）に対する意見が多く出されているが、Ｂ案、Ｃ案への意見も出されており、意見が分かれているため、今回は規定を見送ることが妥当だと思う。
- ・平和と安全に関する規定を盛り込むかどうかについて、最後は検討委員会での評決によって決めるべきではないか。

⇒　以上の議論を報告し、次回検討委員会で結論を出してもらうこととした。

・　**その他**

- ・討論会意見（62）で、「市民自治に対する責務」等を盛り込みたいという要望があるが、これらの責務を報告書案に盛り込むことは可能か。

「１－（３）事業者の社会的責任」

・事業者の責務に関して記述が弱いのではという意見（102～107）が多く出されている。
・市民の定義が拡大され、団体も含むこととなれば、当然に事業者にも市民の責務の規定が適用されることとなる。

「１－（４）コミュニティ」

・「まちづくりは人づくり」という意見（112）に関連して、報告書の中にまちづくりの人材育成に関する事項をより明確に盛り込むことが可能かどうか。
・人材については、コミュニティに関するものばかりではなく、条例そのものや自治に関する学習や人づくりも必要ではないか。

「２　議会」

・報告書案の「開かれた議会運営」という規定についての意見（136）に対し、具体的な表現でもないし、「開かれた」という表現がありきたりではないか。たとえば「透明な議会運営」など他の表現方法はないか。

「４　区」

・「区行政における継続性の担保を（職員異動等）」という意見（191～193）に関連して、報告書「Ⅱ－３－（２）行政運営」の中で、市長が職員の人材育成を行うような規定が必要か。
・職員異動にも課題がある。民間のような「地域指向型人材育成」という考え方もある。
・区長の役割についても記述が必要か（187～190）。

3　自治拡充推進のための制度等について

「１－（１）　情報提供」

・「市民にとって必要な」という規定を入れる必要がないという意見（217）もあり、削除しては。
・「施策等の途中段階における情報提供が必要」という意見（219～224）について、報告書の規定「（情報提供を）適時（行う）」は「遅滞なく」という言葉の方がふさわしいのではないか。

「１－（３）　個人情報保護」

⇒「コントロールを日本語にすべき」という意見（234）のとおり日本語に置き換える。

「２－（２）　審議会等への参加」

・公募に関する諸意見（239～253）に関連して、報告書の規定の中に市民参加の実効性を高める（市民委員が発言しやすい環境を整えること）旨の規定を盛り込めないか。

「２－（４）　評価」

⇒評価指標については、市民の視点に立脚した指標を用いる（案の②部分の内容を再確認した）。

「２－（６）　協働のための施策整備等」

・協働推進のためのルールは条例で担保すべきではないか（285～289）。

4　用語の整理について

・「資料６別紙」に記載の「市民」、「住民」、「事業者」、「参加」、「協働」、「行政」、「まちづくり」、「コミュニティ」、「地域」、「地域社会」、「社会」、「市民生活」など、用語の使用の仕方は整理されているのか。